

## 東郷町ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 東郷町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、東郷町ホームページ広告掲載に関する要綱に規定する事項のほか、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりする恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解をあたえるもの  
（画像の点滅、切り替わりの禁止）

第3条 アニメーションG I F等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者には不快感を与える恐れや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なう恐れがあるため、禁止とする。

(町ホームページとの区別)

第4条 表現については、利用者が東郷町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、町ホームページと類似の色調や字体を使用する禁止とする。

(色調)

第5条 広告の色調等は次のとおりとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとったものであること。
- (2) 背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮したものでなければならない
- (3) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt 属性)

第6条 alt 属性は「広告：」の後に広告主の名称を記述したものとする。

附 則

このガイドラインは、平成21年2月1日から施行する。